

令和7年度

第2回定例監査及び行政監査結果報告書

福祉健康部

浦添市監査委員

目 次

第1	監査の対象	1
第2	監査の期間	1
第3	監査の方法	1
第4	監査を実施した監査委員	1
第5	監査の結果	1
第6	指摘事項等		
1	指摘事項等の内容別件数	2
2	是正事項	2
3	注意事項	2
第7	むすび	6

第1 監査の対象

1 対象範囲

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに執行された予算に係る事務

2 対象部署

・福祉健康部（福祉総務課（包括支援体制準備室・新型コロナ非課税世帯等臨時特別給付金室含む）・障がい福祉課・保護課・いきいき高齢支援課・健康づくり課・国民健康保険課）

第2 監査の期間

令和7年11月28日から令和8年2月9日まで

第3 監査の方法

今回の定例監査及び行政監査は、提出された監査調書により、関係帳簿等との照合及び確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、事務処理の適否等について実施した。

第4 監査(説明の聴取)を実施した監査委員

実施年月日	監査対象所属	監査委員
令和8年2月9日(月)	・福祉総務課 (包括支援体制準備室・新型コロナ非課税世帯等臨時特別給付金室含む) ・障がい福祉課 ・保護課 ・いきいき高齢支援課 ・健康づくり課 ・国民健康保険課	宮 島 達 彦 金 城 大 輔

第5 監査の結果

監査の結果について、各部署の事務はおおむね良好に行われていることが認められたが、一部の事務において、適正でないものや検討又は注意が必要な事項が見受けられたので以下、後述する。なお、軽易な事項については、それぞれ監査の過程において触れたので省略する。

第6 指摘事項等

指摘事項等については、次のとおりである。

1 指摘事項等の内容別件数

(単位 件)

区分(※注1) 部局・課名		指摘事項等の内容別件数			
		指摘事項	是正事項	注意事項	合計
福祉健康部	福祉総務課 (包括支援体制準備室・新型コロナ非課税世帯等臨時特別給付金室含む)	—	—	6	6
	障がい福祉課	—	—	21	21
	保護課	—	—	2	2
	いきいき高齢支援課	—	—	7	7
	健康づくり課	—	1	10	11
	国民健康保険課	—	—	3	3
合計		—	1	49	50

(※注1) 指摘事項等の区分は、次のとおりである。

ア 指摘事項 重大な違法、不当及び不正の状況があるもの

イ 是正事項 改善を要する悪い状況を改め正す必要があるもの

ウ 注意事項 好ましくない状況があるので、気を付けるよう申し述べる必要があるもの

2 是正事項

・契約事務について

仕様（品目数）の変更があったが、見積書の再徴取を行わず、先に徴取していた見積書の一部のみを採用した比較により契約相手方を選定しているもの

(健康づくり課)

3 注意事項

(1) 文書事務について

ア 起案用紙の施行年月日及び完結年月日について、文書取扱規程第 36 条に定め
のない日付又は同規程第 38 条の規定と相違している日付が記載されているも
の

(福祉総務課・障がい福祉課・保護課・いきいき高齢支援課・健康づくり課)

イ 契約における一連文書について、保存年限が異なるもの (福祉総務課)

ウ 起案用紙において、課長が専決する事項について所管係長の代決後に決裁権
者の後閲を受けているが「後閲」の表示がないもの (福祉総務課)

(2) 契約事務について

ア 改正民法を踏まえて、契約条項の見直しや、用語の訂正等を行っていないも
の (福祉総務課・障がい福祉課)

イ 契約書において、廃止された「浦添市個人情報保護条例」を根拠とする条項
を定めているもの (福祉総務課)

ウ 執行伺及び予定価格の設定年月日より前に徴取した見積書を契約締結伺に添
付しているもの (福祉総務課)

エ 契約締結伺において、年度開始前に徴取した見積書を添付しているもの
(障がい福祉課・保護課)

オ 契約締結伺において、契約金額の記載がないもの (障がい福祉課)

カ 契約締結伺に添付されている契約書案において、契約相手方の記載がないもの
(障がい福祉課)

キ 契約締結伺に見積書の添付がないもの (障がい福祉課)

ク 契約書に規定された参照条項に不整合が見られるもの (障がい福祉課)

ケ 収支決算報告書及び締結伺に添付された見積書について、他事業の経費を混合
した形式となっており、当該事業に係る経費が不明確となっているもの
(障がい福祉課)

コ 予算執行を伴う起案において、予算残額の根拠となる資料の添付がないもの
(障がい福祉課)

サ 事業実施要綱及び契約書で定めている請求書等の提出期限に不整合が見られ
るもの (障がい福祉課)

シ 契約書で定めている完了検査の時期や対価支払いの時期が「政府契約の支払遅
延防止等に関する法律」に抵触する恐れがあるもの (障がい福祉課)

- ス 損害賠償金の送金において、保険給付額とその資料となる明細書の額に相違があるもの (いきいき高齢支援課)
- セ 契約保証金について、契約規則第6条第1項第8号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載がないもの (いきいき高齢支援課)
- ソ 指定管理委託料確定通知の文書記号について、総務課長発通知の「各課の文書記号」を用いていないもの (いきいき高齢支援課)
- タ 公有財産賃貸借契約について、執行伺を行っていないもの (いきいき高齢支援課)
- チ 契約書に規定のある、検収結果通知書を提出していないもの (健康づくり課)
- ツ 対象者に広く機会を与える目的で予定価格を下回った見積徴取者全員と契約しているが、契約執行伺・締結伺において契約相手方の決定方法についての記載がないもの (健康づくり課)
- テ 完了報告書に簡易な検収を行っており、契約規則第43条第5項で定める検収調書を作成していないもの (健康づくり課)
- ト 契約執行伺に予算残額を記載せず予算現額を記載しているもの (健康づくり課)
- ナ 予定価格設定の起案に参考見積書等の設計図書の添付がないもの (健康づくり課)
- ニ 変更契約において、契約執行伺・締結伺において予算残額が確認できない予算現額等が記載されているもの (健康づくり課)
- ヌ 代表者に契約を委任する集合契約を行っている中で、本市単独で特約契約を結ぶため、直接相手方と別契約をしており、見積書徴取が必要であるが省略しているもの。この特約契約で請求書の受理と支払を自ら行わず代表者がするものとしているが委任状等の手続がされていないもの (健康づくり課)
- ネ 予定価格設定の起案書に添付されている参考見積書の発行年月日が、予定価格の設定年月日より後になっているもの (国民健康保険課)
- ノ 契約締結伺に添付されている相手方からの見積書の発行年月日が、契約締結伺の決裁年月日より後になっているもの (国民健康保険課)

(3) 補助金について

- ア 補助金関係書類の保存年限について、原則10年であるが5年としているもの
(障がい福祉課)
- イ 補助金交付決定伺の起案において予算の根拠となる資料の添付がないもの
(障がい福祉課)
- ウ 原則、補助金を充当できないとしている経費を補助対象経費として認めているもの
(障がい福祉課)
- エ 補助金の交付決定について、事務決裁規程に規定されている副市長決裁を得ていないもの
(いきいき高齢支援課)
- オ 締結伺について、見積書の添付がないもの
(いきいき高齢支援課)

(4) 調定事務について

- 調定票において、会計課の押印が漏れているもの
(国民健康保険課)

(5) 切手等の管理について

- ア 当年度中に必要な枚数以上の切手を年度末に購入しているもの
(障がい福祉課)
- イ 係間で行った切手交換を切手管理簿で適切に処理していないもの
(障がい福祉課)
- ウ 切手管理簿の残枚数がマイナス表示となっているもの
(障がい福祉課)
- エ 切手管理簿と保管している切手の残枚数が相違しているもの
(障がい福祉課)
- オ レターパックの購入及び使用に関する受払管理が行われておらず、併せて切手類を事務室内に露出した状態で保管するなど、管理体制が不十分であるもの
(障がい福祉課)
- カ 残額のない金種の切手について、課内他事業からの借用を記録せず、使用枚数及び金額の記載のみに留まっているもの
(健康づくり課)
- キ 切手をキャビネットで保管しているが、一部で施錠出来ない状態であるもの
(健康づくり課)

(6) 車両管理について

運転終了後に行うべきアルコールチェックを運転終了前に行っているもの

(障がい福祉課)

(7) 事業実施要綱について

要綱内において、規定及び事業趣旨との不整合が見られるもの (障がい福祉課)

第7 むすび

文書事務については、起案文書の各日付の定義を浦添市文書取扱規程等で確認し、適正な事務処理に努められたい。

契約事務については、執行伺や年度開始前に見積書徴取が行われている事例や見積書徴取の省略が契約規則に反して行われている事例が見受けられた。契約規則を遵守し、契約事務に取り組まれたい。また、口頭で取り決め、契約文書に落とし込めていないものも見受けられたので、安易に省略することがないよう留意されたい。

切手等の管理については、切手管理簿の適正な記入及び点検管理を行い、計画的な執行となるよう注意されたい。なお、切手等の管理は現金と同様に慎重な取扱いをされたい。

今回の監査において、事務の不適切な処理が、軽易な事項も含め多くみられた。再発を防止するために、今回の事案にかかる経緯及び原因を十分精査・検証し、課内におけるチェック体制の確立も含め、執行のあり方について十分に検討されたい。

市長におかれては、令和2年4月1日施行の地方自治法第150条第2項に基づく内部統制について、担任する事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき職員研修等必要な体制を整備するよう努められたい。